

◎申請の期間

見舞金の申請は、犯罪行為による死亡若しくは重傷病又は傷病の発生を知った日から1年を経過したとき、又は死亡若しくは重症病又は傷病が発生した日から2年を経過したときはできない。

ただし、加害者の身体の自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由がある場合は、その理由のやんだ日から6か月以内に限り、申請することができる。

◎見舞金の返還を求める場合

偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき

条例又は規則の規定に違反したとき

◎見舞金の支給対象外となる場合

被害者と加害者の間に夫婦(事実上婚姻関係を含む)、直系血族、3親等内の親 族関係がある場合

被害者又は第1位順位遺族に、犯罪行為をそそのかしや手助けしたり、誘発する行為や著しく不正があった場合

犯罪行為の容認、さくら市暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は密接交際者に該当する場合

犯罪行為に対する報復として、加害者やその親族等の生命・身体に重大な害を与えた場合

※DVの保護命令が発せられていた場合や児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待と認められる場合は支給します

さくら市犯罪被害者支援について ～見舞金のご案内～

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は重傷病・傷病を負った犯罪被害者に見舞金を支給します。

○対象となる犯罪行為

条例施行日以後に発生した国内犯(日本国内や日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内)で人の生命又は身体を害する罪にあたる故意の犯罪行為(例:殺人罪、傷害罪など)が対象です。交通事故などの過失犯は対象外です。

○対象となる犯罪被害者

犯罪行為が行われた時にさくら市民であった方となります。



SAKURA
CITY



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっつとちゃん」

【問い合わせ先】

さくら市生活環境課 TEL028-681-1126

(月～金)8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

見舞金の申請・請求の流れ

犯罪の発生

亡くなられたとき

◎支給を受けられる遺族

犯罪行為により被害者が亡くなられた時において、第1順位遺族となる方(国籍や住所は問わない)

◎支給を受けられる遺族の範囲と順位

- 1 被害者の配偶者(事実上婚姻関係も含む)
- 2 被害者の収入によって生計を維持していた、被害者の②子(縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係も含む)
- ③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない被害者の⑦子⑧父母⑨孫⑩祖父母⑪兄弟姉妹

※○の数字は、支給を受けらる遺族の順位です。

同一順位に複数名が該当する場合は1名を代表者に指定し、代表者に対する支給は、第1順位遺族全員に支給したものとみなします。

◎必要書類

- ・亡くられた方の死亡の年月日などを証明できる書類の写し
- ・亡くられた方との続柄を明らかにできる戸籍の謄本又は抄本など
- ・申請者が配偶者(事実上婚姻関係を含む)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- ・申請者が被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子(事実上養子縁組関係を含む)であるときは、犯罪行為が行われたときに被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認することができる書類
- ・申請者の身分証(免許証、保険証など)の写し
- ・見舞金振込口座の写し(銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が判明する部分)

重傷病・傷病を負ったとき

◎支給を受けられる方

犯罪行為により重傷病・傷病を負った被害者本人

◎重傷病・傷病とは

次のいずれも満たすこと

- 1 犯罪行為による負傷又は疾病であること
- 2 療養の期間が2週間以上(精神疾患を含む)であること
重傷病～1月以上
傷病～2週間以上1月未満
- 3 医師又は歯科医師の診断書があること(2の記載があるもの)
- 4 警察に上記1から3の被害程度に関する被害届が受理されていること

◎必要書類

- ・重傷病・傷病を負ったことなどを証明できる医師又は歯科医師の診断書の写し
 - ・申請者の身分証(免許証、保険証など)の写し
 - ・見舞金振込口座の写し(銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が判明する部分)
- ※重傷病見舞金は10万円、傷病見舞金は5万円です。

見舞金受領(口座振込)